

## オープンカウンター方式実施要領（試行）

### （趣旨）

第1条 この要領は、福島県（以下「県」という。）がオープンカウンター方式により物品の見積合わせを行う場合の取扱いについて、財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「規則」という。）、福島県電子見積運用基準（印刷物）（試行）（令和6年1月1日施行。以下「運用基準（試行）」という。）、その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領においてオープンカウンター方式とは、物品調達の見積合わせにおいて見積りの相手方を特定せず、見積合わせへの参加を希望する業者からの見積書により、契約の相手方を決定する方式をいう。

### （対象となる物品等）

第3条 この要領の対象となる調達物品は、1件の調達案件に係る予定価格が、規則第267条に定める随意契約ができる限度額（ただし、印刷物については250万円）以下で、電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して調達する印刷物とする。

### （対象外となる物品等）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本要領の対象外とすることができる。

- （1） 1件の調達案件に係る予定価格（以下「予定価格」という。）が10万円未満のとき。
- （2） 見本品又は物品等を確認しなければ見積りができないとき。
- （3） 納入期限までの期間が短く、一定の見積期間が確保できないとき。
- （4） オープンカウンター方式による見積合わせを行ったが、見積参加者が無い又は予定価格に達した見積者がいなかったとき。
- （5） 規則第269条第2項に該当する物品調達等をするとき。
- （6） 第1号から第5号に該当する場合以外で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に基づき随意契約を締結しようとするとき。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、県がオープンカウンター方式による調達が不相当であると判断したとき。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。